

水道局企業管理規程 番 号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程 第 1 1 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する 規程	令和2年6月9日

さいたま市水道局企業管理規程第11号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(通勤手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～16 [略]</p> <p>17 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合 <u>（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第23項において「派遣等となった場合」という。）</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>18～22 [略]</p> <p>23 月の中途において <u>派遣等となった場合</u>（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。</p>	<p style="text-align: center;">(通勤手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～16 [略]</p> <p>17 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合 <u>であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>18～22 [略]</p> <p>23 月の中途において <u>法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき</u>（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。</p>

24～26 [略]

24～26 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(支給単位期間に係る経過措置)

- 3 令和2年3月31日以前にこの規程による改正前のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第12条第17項第3号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。